

文化や習慣の違いを越えて－外国人の人権問題－

お互いを認め合うことから

日本に住む外国人数は約256万人、外国人留学生数は約27万人、外国人の宿泊客数は約7969万人です。大分市に住む外国人数は3,144人、外国人留学生数は518人、外国人の宿泊客の数は43,317人です。(いずれも2017年の数値)特に、大分市の外国人の宿泊客数は2年で倍増しています。そういった中、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が、2019(平成31)年4月1日に施行されています。今まで以上に外国人と接する機会が増えてくることが考えられます。

このような状況の中、言葉や文化の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場での入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに、言葉が通じないことにより、コミュニケーションがと

れず、地域社会になじめないなどの問題も起こっています。

大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントが行われています。このようなイベントをきっかけとして、日本の文化を相手に押し付けるのではなく、外国の文化や習慣などを理解して、共に生きる社会をつくっていくことが大切です。



「通り過ぎるひと」 大分市人権フォトコンテストの作品

ヘイトスピーチのない社会の実現のために

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ(憎悪表現)が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ね」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」と拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣活動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～10年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、日本も批准している「人種差別撤廃条約」で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてのことです。

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすため

の取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。一方、選挙活動を利用したヘイトスピーチが行われるなど、注視が必要です。

大分市においては、目立った街宣行動などは見られませんでした。しかし、2018(平成30)年12月、大分市の男性が川崎市に住む在日コリアンの中学生に対してのインターネット上におけるヘイトスピーチにより侮辱罪で起訴され、処罰・過料命令を受けるというありました。

一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。